

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
つくば市	谷田部地区(第8区～第14区)	2021年3月15日	2023年11月27日

谷田部地区	第8区	羽成 飯田 中野 片田 上萱丸 下萱丸 花島新田 西栗山
	第9区	谷田部 境田 境松 根崎 古館 東丸山
	第10区	真瀬 鍋沼新田 高須賀 高良田
	第11区	島名 中別府 下別府 上河原崎 鬼ヶ窪 高田 面野井 下河原崎 水堀
	第12区	葛城根崎 苅間 原 西大橋 西岡 小野崎(小池に限る。) 島 西平塚 東平塚 下平塚
	第13区	柳橋 平 大白碓 新井 山中 小白碓
	第14区	上横場 中内 館野 榎戸 北中妻 赤塚 下原 梶内 南中妻 下横場 稲岡 北中島 市之台 今泉 新牧田 松野木 上原 手代木 西大沼 小野崎(小池を除く。)

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2311.9 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1272.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	273.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	117.4 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	24.1 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	202.6 ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現場」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作面積は、中心経営体を引き受け可能な面積であると判断できることから、中心経営体への円滑な集積・集約を進める必要がある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

第8区の農地利用については、中心経営体である農業者7経営体が担っていく。開発が進み地区内の耕作条件悪化が懸念されることから、農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、担い手への集積を促進させていく。
第9区の農地利用については、中心経営体である農業者8経営体が担っていく。開発が進み地区内の耕作条件悪化が懸念されることから、農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、担い手への農地集積を促進させていく。
第10区の農地利用については、中心経営体である農業者9経営体が担っていく。開発が進み地区内の耕作条件悪化が懸念されることから、農地中間管理事業の活用や基盤整備事業の導入により耕作条件を改善し、担い手への農地集積を促進させていく。
第11区の農地利用については、中心経営体である農業者12経営体が担っていく。農地中間管理事業を活用し水田の集積を促進させていくとともに、未整備地区における整備の促進を誘導していくほか、事業実施済み地区については、大区画化などの再整備により耕作条件を改善することで担い手への集積をすすめていく。
第12区の農地利用については、中心経営体である農業者11経営体が担っていく。開発が進み地区内の耕作条件が悪化していることから、基盤整備事業等の実施により耕作条件を改善し、担い手への農地集積を促進させていく。

第13区の農地利用については、中心経営体である農業者11経営体が担っていく。未整備地区の基盤整備事業の促進を誘導するとともに、農地中間管理事業を活用し、農地の集約化を進め耕作条件の改善により新たな農地の担い手への集積を進めていく。

第14区の農地利用については、中心経営体である農業者14経営体が担っていく。農地中間管理事業を活用し農地の集約化を進め、基盤整備等による耕作条件の改善により新たな農地の担い手の確保を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	田	25 ha	田	28 ha	第8区
認就	B	畑	0.88 ha	畑	0.95 ha	第8区
認農	C	畑	23 ha	畑	30 ha	第8区
認農	D	田 畜産	50 ha - ha	田 畜産	50 ha - ha	第8区 第9区 第14区
認農	E	畑	5 ha	畑	10 ha	第8区 ~ 第14区
認就	F	畑	1.9 ha	畑	1.9 ha	第9区
見込	G	田 畑	3.8 ha	田 畑	10 ha	第9区
認農法	H	畑	20 ha	畑	40 ha	第9区 第10区 第8区
認農法	I	田 畑	37.6 ha	田 畑	53.6 ha	第9区 第12区 第14区
見込	J	田 畑	46.5 ha	田 畑	61.5 ha	第10区
認農	K	田 畑	31.5 ha	田 畑	29 ha	第10区
認農	L	田 畑	18 ha	田 畑	23 ha	第10区
認農	M	田	19 ha	田	21 ha	第10区
認農	N	畑	1 ha	畑	1 ha	第10区 第11区
認農	O	田 畑 畜産	30.3 ha - ha	田 畑 畜産	40.5 ha - ha	第10区 第11区
認農	P	畑	1.1 ha	畑	1.5 ha	第10区 第12区
認農	Q	畑	7.5 ha	畑	12 ha	第11区
見込	R	田	5 ha	田	3 ha	第11区
認就	S	畑	0.6 ha	畑	1.5 ha	第11区
見込	T	田	20 ha	田	15 ha	第11区
認農	U	畑	4 ha	畑	5 ha	第11区
認就	V	畑	0.8 ha	畑	1.5 ha	第11区
認就	W	畑	1.9 ha	畑	7 ha	第11区 第12区
認農	X	田 畑	34.5 ha	田 畑	34.5 ha	第11区 第13区
認農	Y	田	45 ha	田	70 ha	第11区 第13区
認農	Z	畑	2 ha	畑	3 ha	第11区 第9区
認農	AA	田 畑	1.9 ha	田 畑	1.9 ha	第12区
認就	AB	畑	0.1 ha	畑	0.14 ha	第12区
認農	AC	田	13 ha	田 畑	60 ha	第12区
認就	AD	畑	0.52 ha	畑	0.7 ha	第12区
認就	AE	畑	0.5 ha	畑	1.5 ha	第12区 第13区 第14区
認農	AF	田 畑	3.8 ha	田 畑	5.5 ha	第13区
認就	AG	畑	0.57 ha	畑	1 ha	第13区
認農法	AH	畑	2.34 ha	畑	4 ha	第13区
認就	AI	畑	0.54 ha	畑	1.3 ha	第13区
見込	AJ	田	18 ha	田	30 ha	第13区 第12区
認農	AK	田	2.3 ha	田	2.3 ha	第14区
見込	AL	田 畑	9 ha	田 畑	12.5 ha	第14区
認就	AM	畑	0.4 ha	畑	1 ha	第14区
認就	AN	畑	0.5 ha	畑	1 ha	第14区
認農	AO	田 畑	3.8 ha	田	2.5 ha	第14区
認農法	AP	畑	1.3 ha	畑	1.3 ha	第14区
認就	AQ	畑	0.5 ha	畑	3 ha	第14区
認農	AR	田 畑	1.35 ha	田 畑	1.45 ha	第14区
認農法	AS	畑	5 ha	畑	10 ha	第14区 第13区
認就	AT	畑	0.5 ha	畑	1.5 ha	第12区 第13区 第14区
認就	AU	畑	0.5 ha	畑	1.5 ha	第11区
認農	AV	田 畑	6.2 ha	田 畑	10.2 ha	第8区 第9区
認就	AW	畑	1.5 ha	畑	2.5 ha	第8区
認就	AX	畑	1.4 ha	畑	2.8 ha	第8区 第14区
計	50 経営体		511.4 ha		714.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、認定農業者等になることが見込まれる者は「見込」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。